

呉市上下水道事業検針・収納等業務
公募型プロポーザル 実施要領

1 目的

本要領は、お客様サービスの向上と経費節減を図ることを目的に、呉市上下水道事業検針・収納等業務を委託するに当たり、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するための公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

呉市上下水道事業検針・収納等業務

(2) 業務場所

広島県呉市ほか

(3) 業務内容

別紙「呉市上下水道事業検針・収納等業務委託仕様書(労務部門・電算部門)」のとおりとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和11年9月30日(日)までとする。

(5) 委託上限額

1,195,657千円(金額には、消費税及び地方消費税を含まない。以下同じ。)

[年度別内訳]

令和6年度	119,566千円
令和7年度	239,131千円
令和8年度	239,131千円
令和9年度	239,131千円
令和10年度	239,131千円
令和11年度	119,567千円

3 プロポーザルの方法及び理由

民間事業者の優れた提案を広く募集するため、公募型プロポーザルにより実施する。

4 スケジュール

項番	内 容	日 付
1	参加募集の公表 (呉市上下水道局ホームページ上で公告)	令和5年6月26日(月)

2	参加申込書等の提出期限	令和5年7月7日（金）
3	参加資格審査結果の通知	令和5年7月下旬
4	質問書の提出期限	令和5年8月1日（火）
5	提案書・提案価格書の提出期限	令和5年8月9日（水）
6	プレゼンテーション等の案内	令和5年8月14日（月）
8	選定委員会の開催	令和5年8月下旬
9	選定結果の公表	令和5年9月上旬
10	委託業務の契約締結	令和5年11月上旬

※なお、上記予定は変更する場合がある。

5 参加資格要件

参加を希望する者は、令和3～6年度呉市物品・業務委託等入札参加等有資格者名簿に登録されている者で、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 平成25年4月1日以降に、給水人口20万人以上の都市において、検針業務、料金等の収納整理業務、料金等の滞納整理業務及び電算業務を継続して2年以上の期間にわたって履行し、完了した実績があること。この場合において、共同事業体による実績は認めない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 募集公告の日から優先交渉権者決定までの間のいずれの日においても、呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成9年4月1日実施）に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (6) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成22年1月15日実施）に規定する暴力団等でないこと。

6 書類の提出先及び提出方法

(1) 提出先

事務局：呉市上下水道局
経営総務部営業課

所在地：〒737-0051

呉市中央6丁目2番9号 つばき会館3階

電話：0823-26-1615

E-mail：suieigyo@city.kure.lg.jp

担当：藤本ふじもと・楠くすのき

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送等により提出すること。

イ 持参による場合は、開庁日の午前9時から午後4時までの間（正午から午後1時までを除く。）に提出すること。

ウ 郵送等による場合は、配達完了が確認できる方法によるものとし、提出期限までに必着のこと。

エ 持参又は郵送等により提出する場合のいずれも、事前に電話で、提出する旨の連絡を行うこと。

7 様式が決められている書類の配布方法

様式が決められている書類については、呉市上下水道局ホームページ（以下「ホームページ」という。）からダウンロードすること。

8 参加申込書等の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を提出すること。

ア プロポーザル参加申込書【様式第1号】

イ 会社概要書【様式第2号】

ウ 業務受託実績一覧表【様式第3号】

エ 業務受託実績を証する契約書の写し又は実績を証明できる書類の写し

オ 直近2か年の法人税並びに消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に作成されたもの）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出期間

公告の日から令和5年7月7日（金）午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出先及び提出方法

6で示すとおり

9 資格審査及び結果通知

本要領に定める参加資格要件に基づき、資格審査の上、プロポーザル参加資格審査結果通知書により通知する。

10 質問の受付及び回答

本要領及び本業務の仕様書に関する質問は、原則として、次の方法により受付と回答を行い、提案書等の作成に関連がないと事務局が判断した質問及び期限後の質問についての回答は行わない。

(1) 質問書による受付

ア 質問は、質問書【様式第4号】により行うこと。

イ 質問書は、事務局に電子メールにより送信すること。この場合において、電子メールの標題には「(事業者名) 質問書_送付年月日」の文字列を必ず入れ、電子メールの送信後は、事務局に電話をして、受信の確認を行うこと。

ウ 質問書の受付は、令和5年8月1日(火)午後4時までとする。

(2) 質問書への回答

ア 質問に対する回答は、当該質問を行った業者へ電子メールで回答するとともに、8月4日(金)までにホームページに掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び異議申立ては一切受け付けない。

ウ 回答しない場合は、その旨をホームページに掲載する。

エ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領及び本業務の仕様書への内容の追加又はこれらの修正とみなす。

11 提案書等の提出

参加の申し込みをした者(以下「提案者」という。)は、次のとおり提案書等を提出しなければならない。

(1) 提出書類

様式及び書類名	提出部数及び留意事項
ア 提案書等届出書【様式第5号】	1部
イ 提案書【任意の書式】 ※【様式第6号】の表紙を付けること。	8部(正本1部, 副本7部)
ウ 提案価格書【任意の書式】 ※提案価格書は封入・封印をし、記載金額が分からないような形で提出すること。	1部 (ア) A4判とすること。 (イ) 提案価格書には、委託上限額を限度に記載すること。 (ウ) 提案価格は、算用数字を使用して金額の前には必ず「¥」を記載すること。 (エ) 本件委託業務全体の5年間に要する費用を積算し、本体金額と消費税及び地方消費税の額を明記すること。 (オ) 算出根拠を記した資料を添付すること。

(2) 提案書の作成方法

提案書は、次の事項に留意するとともに、本業務の仕様書等の内容を踏まえて作成すること。

ア 提案書の表紙には、【様式第6号】を用い、提案者名（正本にのみ記載すること。）、提出日付等を記入すること。

イ 用紙は、A4縦・横書き・片面使用・左綴じとし、提出部数ごとにファイル綴じ（左2穴）にしてページの最初に目次を付けること。

ウ 提案書は、本要領の「別表 呉市上下水道事業検針・収納等業務委託事業者選定審査基準」の1から14までに定める審査項目の順に作成し、各ページにページ番号を記入すること。

エ 副本の提案書には、提案者の名称及びロゴマークなど提案者が判別できるものを記載しないこと。

(3) 提出期限，提出方法等

ア 提出期限

令和5年8月9日（水）

イ 提出先及び提出方法

6で示すとおり

1.2 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする場合がある。

- (1) 書類の提出方法，提出先，提出期限等が，本要領で示した条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案価格が委託上限額を超えている場合
- (4) 参加資格審査結果の通知の日から当該業務委託の契約の日までの間に，提案者が，5の参加資格要件を満たさなくなったと呉市上下水道局が判断した場合
- (5) 提案書の副本に法人名等，提案者を特定することができる表現を用いた場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

1.3 提案書等の審査方法

- (1) 審査は，呉市上下水道事業検針・収納等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において，提出された提案書等及びプレゼンテーション等により行う。
- (2) 委員会は，非公開とする。
- (3) プレゼンテーション等を行う日時等は，提案書等の内容を確認した上で，経営総務部営業課から提案者に通知する。
- (4) 1提案者当たりのプレゼンテーションの時間は30分以内とし，プレゼンテーション終了後にヒアリングを30分程度行うこととする。
- (5) プレゼンテーション時に使用する電子機器は提案者が準備することとし，プレゼンテーションは，提案書に基づいて説明すること。

- (6) 委員会委員は、別表の審査基準に基づき、提案書の各項目につき評価を行う。
- (7) 審査は、審査項目ごとに委員会の委員の評価を得点化したものを合計し、平均点を算出して行う。
- (8) 前号の規定による平均点（以下「評価点」という。）が最も高い提案者を優先交渉権者として選定し、次に評価点が高い者を次点交渉権者とする。
- (9) 評価点と同点となった場合、別に定める方法により優先交渉権者を決定するものとする。
- (10) プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査は実施するが、呉市上下水道局が求める水準に達しない場合（評価点が180点未満（満点の6割未満のとき。))は、優先交渉権者として選定しない。
- (11) 委員会の審査によっては、優先交渉権者を選定しない場合がある。

1.4 選定結果の公表

- (1) 委員会による選定結果については、提案者全員に通知することとし、通知内容は、次のとおりとする。
 - ア 優先交渉権者
評価点及び優先交渉権者である旨を通知するとともに、次点交渉権者の評価点を通知する。
 - イ 次点交渉権者
評価点及び次点交渉権者である旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・評価点を通知する。
 - ウ 3位以下の交渉権者
評価点及び3位以下である旨を通知するとともに、優先交渉権者の社名・評価点及び次点交渉権者の評価点を通知する。なお、順位についてはこれを通知しない。
- (2) 選定結果の公表に当たって、優先交渉権者については社名及び採点結果を、次点交渉権者については採点結果のみをホームページで公表する。なお、審査経過や結果に対する異議申立ては受理しない。

1.5 契約の手続

呉市上下水道局は、委員会により選定された優先交渉権者と提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて本業務の仕様書等の修正を行った上で、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の14第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。この場合において、優先交渉権者との協議が整わなかったとき又は優先交渉権者が辞退し、若しくは本要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなったときは、次点交渉権者と協議を行うものとする。

1.6 その他

- (1) 本プロポーザルに係る提案書の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提

案者の負担とする。

- (2) 提案書作成時において入手した呉市独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 呉市上下水道局は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。この場合において、呉市上下水道局が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製することができるものとする。
- (4) 提案書等の提出を受けた書類は、提案者に返却しない。
- (5) 提案書等を受理した後、加筆及び修正は認めない。
- (6) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き、公開することがある。
- (7) 採択された提案書の著作権は、呉市上下水道局に帰属するものとする。
- (8) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (9) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、委員会と事務局が協議して決定する。
- (10) 辞退する場合は、提案書の提出期限の令和5年8月9日（水）までに、理由を明記した辞退届（任意の書式）を提出すること。

別表

呉市上下水道事業検針・収納等業務委託事業者選定審査基準

審 査 項 目			配点	
会 社 概 要 等	1	会社概要，財務状況，業務受託実績等	10点	
業 務 委 託 に 関 す る 事 項	業 務 体 制 等	2	業務体制及び業務執行計画	25点
		3	地域貢献等	10点
	業 務 履 行 方 法 等	4	検針業務及び再調査業務等に関する企画・技術提案	15点
		5	料金等の収納整理業務に関する企画・技術提案	10点
		6	料金等並びに賦課漏れ分の下水道使用料及び下水道事業受益者負担金・分担金等の滞納整理業務に関する企画・技術提案	40点
		7	窓口業務に関する企画・技術提案	10点
		8	料金等の精算業務に関する企画・技術提案	10点
		9	電算業務に関する企画・技術提案	15点
		10	メータ管理業務に関する企画・技術提案	10点
		11	その他の業務に関する企画・技術提案	20点
		個 人 情 報 保 護 及 び 危 機 管 理	12	個人情報保護に関する企画・技術提案
	13		防災及び災害，緊急時等の危機管理に関する企画・技術提案	10点
	提 案 見 積 に 関 す る 事 項	14	提案価格	100点
合 計			300点	